

大区画化等加速化支援事業の概要

(令和8年度 岡山県版 Ver.2)

1. 事業概要
 - ① ハード事業 -----P1
 - ② ソフト事業 -----P1
2. ハードメニューの詳細 -----P2
3. お問い合わせ先 -----P4
4. 留意事項 -----P5

岡山県大区画化等推進協議会
(事務局：岡山県土地改良事業団体連合会)

1. 事業概要

大区画化等加速化支援事業では、食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、農業者が自ら行う畦畔除去や暗渠排水などの簡易整備による農地の大区画化の取組を支援します。

① ハード事業

支援の例



区画拡大（畦畔除去）



区画拡大（切盛・均平）



暗渠排水

支援メニュー

- 農用地の区画拡大
- 暗渠排水
- 湧水処理
- 末端畑地かんがい施設
- 客土
- 除礫
- 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）
- 病害虫対策（反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水）

助成額

定額(10a当たり27.5万円等、工種や対象の面積、延長に応じた助成額はP2～4を参照)

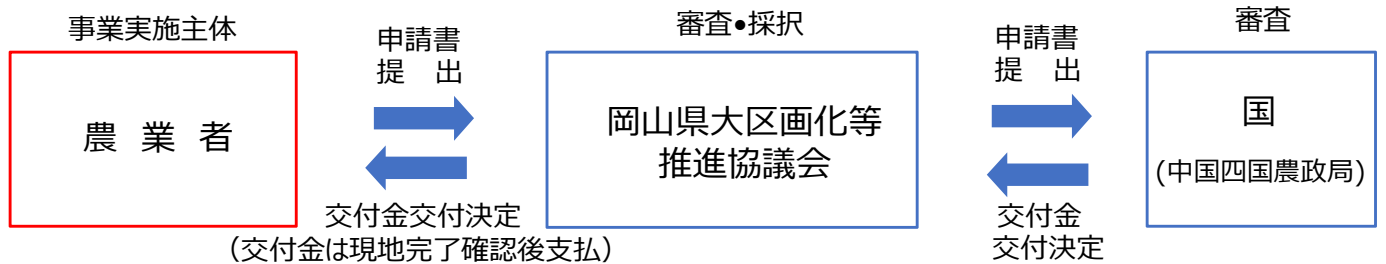
事業実施主体

原則として、地域計画の目標地図に位置付けられた農業者等

実施要件

- 農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること
- 原則として、区画拡大を行う農用地で実施すること

○ 支援の流れ



② ソフト事業(条件改善推進費)

ハード事業の実施に必要な実施計画の策定などを支援し、農業者の皆さんの負担軽減を図ります。

支援内容

- ハード事業の実施に必要な実施計画の策定（調査、測量、設計を含む）
 - ・境界復元に必要な資料作成や現地測量（杭設置を含む）
 - ・事業内容毎の標準設計・標準単価に基づく実施計画の作成
- 権利関係(水利権等)、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
 - ・農地の貸借（農地バンクを利用、農地法第3条）、水利権の把握と助言 ※権利関係の調整は、農業者自らが行う
 - ・整備内容、農地集積に関する農家の意向確認と助言

事業主体

岡山県土地改良事業団体連合会（予定）

2. ハード事業の支援メニューの詳細

事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する場合	大区画化する場合	
1. 農用地の区画拡大					
ア 水路変更なし	畦畔除去、水路変更、均平作業等による区画拡大を支援 ●ほ場の高低差が10cmを超え、かつ、表土扱いを行う場合：	27.5万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【24万円/10a】	36万円/10a 【26万円/10a】	 区画拡大
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行う場合：	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】	 区画拡大
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行わない場合：	7万円/10a 【6万円/10a】	8万円/10a 【7万円/10a】	9万円/10a 【7.5万円/10a】	 表土扱い
	●畦畔除去のみの場合：	4万円/100m 【4万円/100m】	4.5万円/100m 【4.5万円/100m】	5万円/100m 【5万円/100m】	
	●緩傾斜化を行う場合：	11万円/10a 【7.5万円/10a】	13万円/10a 【9万円/10a】	14.5万円/10a 【9.5万円/10a】	
イ 水路変更あり	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大 ●ほ場の高低差が10cmを超え、かつ、表土扱いを行う場合：	46.5万円/10a 【33万円/10a】	55.5万円/10a 【39.5万円/10a】	61万円/10a 【43.5万円/10a】	 畦畔除去
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行う場合：	44.5万円/10a 【32.5万円/10a】	53万円/10a 【39万円/10a】	58.5万円/10a 【42.5万円/10a】	 畦畔除去
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行わない場合：	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】	
2. 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設 ●バックホウ施工、かつ、表土扱いを行う場合：	22.5万円/10a 【16.5万円/10a】	27万円/10a 【19.5万円/10a】	29.5万円/10a 【21.5万円/10a】	 暗渠排水
	●バックホウ施工、かつ、表土扱いを行わない場合：	22万円/10a 【16万円/10a】	26万円/10a 【19万円/10a】	29万円/10a 【21万円/10a】	 暗渠排水
	●トレンチャ施工、かつ、表土扱いを行わない場合：	18万円/10a 【13.5万円/10a】	21.5万円/10a 【16万円/10a】	23.5万円/10a 【17.5万円/10a】	 暗渠排水

※【 】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 大区画とは、1枚の農用地の面積が1ha以上であるものをいいます。

事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する 場合	大区画化する 場合	
3. 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の 新設 <ul style="list-style-type: none"> 表土扱いを行う場合： 表土扱いを行わない場合： 	24万円/100m 【17万円/100m】 23万円/100m 【16.5万円/100m】	28.5万円/100m 【20万円/100m】 27.5万円/100m 【19.5万円/100m】	31.5万円/100m 【22万円/100m】 30万円/100m 【21.5万円/100m】	 湧水処理
4. 末端畑地 かんがい 施設	末端畑地かんがい施設の新設、 廃止又は変更 <ul style="list-style-type: none"> 樹園地の場合： 樹園地以外の畑地の場合： ほ場外からの接続管： 給水栓設置のみ： 	35万円/10a 【24.5万円/10a】 21.5万円/10a 【15万円/10a】 7万円/10m 【5万円/10m】 2.5万円/箇所 【2万円/箇所】	42万円/10/a 【29万円/10/a】 25.5万円/10a 【18万円/10a】 8万円/10m 【6万円/10m】 3万円/箇所 【2万円/箇所】	46万円/10/a 【32万円/10/a】 28万円/10a 【19.5万円/10a】 9万円/10m 【6.5万円/10m】 3万円/箇所 【2.5万円/箇所】	 畑地かんがい
5. 客土	耕土深15cm以下の農用地を 対象に、層厚10cm以上の客土	27.5万円/10a 【19万円/10a】	33万円/10a 【22.5万円/10a】	36万円/10a 【25万円/10a】	 客土
6. 徐礫	30mm以上の石礫を5%以上 含む農用地を対象に、深度30cm 以上の除礫	25万円/10a 【17万円/10a】	30万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【22万円/10a】	 除礫
7. 更新整備	更新する必要がある用水路等 の整備 <ul style="list-style-type: none"> 用水路の場合： 土水路からW300H300 以上のコンクリート用水路 への更新 排水路の場合： 土水路からW500H500 以上のコンクリート排水路 への更新 農作業道の場合： 未舗装道から幅4m以上の 舗装道への更新 畦畔の場合： 畦畔の更新 排水口の場合： 排水口への柵の据付 	15万円/10m 【10.5万円/10m】 28万円/10m 【20.5万円/10m】 12.5万円/10m 【8.5万円/10m】 16万円/100m 【11万円/100m】 5万円/箇所 【3.5万円/箇所】	18万円/10m 【12.5万円/10m】 33.5万円/10m 【24.5万円/10m】 15万円/10m 【10万円/10m】 19万円/100m 【13万円/100m】 6万円/箇所 【4万円/箇所】	19.5万円/10m 【13.5万円/10m】 36.5万円/10m 【27万円/10m】 16.5万円/10m 【11万円/10m】 21万円/100m 【14.5万円/100m】 6.5万円/箇所 【4.5万円/箇所】	 用水路  排水路  農作業道  畦畔整備  排水口整備

※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。
 ※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用高が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。
 ※ 大区画とは、1枚の農用地の面積が1ha以上であるものをいいます。

事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する 場合	大区画化する 場合	
8. 畑作転換工	農用地の周囲における排水溝の新設や、水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整				 
	<ul style="list-style-type: none"> 額縁排水溝の場合： 酸度矯正の場合： 	1.5万円/100m 【1万円/100m】	1.5万円/100m 【1万円/100m】	1.5万円/100m 【1万円/100m】	
9. 病虫害対策	病虫害発生又はまん延のおそれのある農用地における病虫害対策		/	/	 
	<ul style="list-style-type: none"> 反転耕（バックホウ） 50 cm以上： 	30万円/10a 【22万円/10a】			
	<ul style="list-style-type: none"> 混層耕（トラクタ、プラウ） 耕起深60 cm以上： 	2.5万円/10a 【1.5万円/10a】			
	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥施用 （トラクタ、スプレッダ） 	3.5万円/10a 【2万円/10a】			
	<ul style="list-style-type: none"> 明渠排水（バックホウ）： 	1.5万円/100m 【1万円/100m】			

- ※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。
- ※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。
- ※ 大区画とは、1枚の農用高の面積が1ha以上であるものをいいます。

3. お問い合わせ先

岡山県大区画化等 推進協議会	〒703-8292 岡山市中区中納言町1-6 岡山県土地改良会館2F （岡山県土地改良事業団体連合会内）	TEL : 086-207-2270 Mail : oka-daikukaku@outlook.jp
-------------------	---	--

4. 留意事項

- 1 事業の実施期間は、令和11年度末までとされています。
- 2 交付金交付決定前に実施された工事は、助成の対象にはなりません。
- 3 事業実施主体は、原則として工事完了までに地域計画の目標地図に位置づけられることが必要です。
- 4 事業完了後8年以内に農地が転用された場合、交付金の返還が必要です。
- 5 農地の形状変更にあたり、所有者の同意のほか、農地法等関係法令の必要な手続きは、事業実施主体が自ら行うことが必要です。
- 6 農地中間管理事業で貸借している農用地で整備を行う場合は、トラブル防止のため、返還時の原状回復の取扱等の確認書を、出し手、受け手、機構により作成することが必要です。
- 7 集約化する場合については、工事完了までに同一の経営体が耕作する農用地が1ha以上のまとまりを有することが必要です。
- 8 農地の境界復元等については、国土調査結果等の登記関係の復元ではなく、現状の畦畔等の位置が復元可能な資料作成等の支援を行います。
- 9 事業の実施に関しては、推進協議会へお問い合わせください。
なお、要望調査については、推進協議会の他、岡山県の各県民局農林水産事業部等からも行う場合があります。